

原 発 本 第 14 号

令 和 3 年 4 月 26 日

原子力規制委員会

原子力規制庁 殿

九州電力株式会社

代表取締役 社長執行役員

池 辺 和 弘

川内原子力発電所の発電用原子炉設置変更許可申請に係る重複する案件について

当社は、平成 23 年 1 月 12 日に川内原子力発電所の原子炉設置変更許可を申請（以下「既申請」という。）しておりますが、この度、震源を特定せず策定する地震動として、標準応用スペクトルに基づく基準地震動を追加することから、発電用原子炉設置変更許可を申請することと致しました（以下「後申請」という。）。

従いまして、既申請と後申請が重複することになりますが、当社としましては、既申請案件は新規制基準を踏まえた補正が必要であり、後申請案件を既申請案件より優先して審査していただきますようお願い致します。

なお、既申請案件については、新規制基準を踏まえた補正申請を実施した上で、審査していただきたいと考えています。

**【既申請案件】**

1. 申請書名：川内原子力発電所の原子炉設置変更許可申請書  
(1号及び2号原子炉施設の変更並びに3号原子炉施設の増設)
2. 申請日：平成23年1月12日(原発本第223号)
3. 変更の理由：
  - (1) 3号炉を増設する。
  - (2) 発電所敷地を変更する。
  - (3) 3号炉の核燃料物質取扱設備の一部及び使用済燃料貯蔵設備を1号炉、2号炉及び3号炉共用とする。
  - (4) 液体廃棄物及び固体廃棄物の廃棄設備の一部を1号炉、2号炉及び3号炉共用とする。
  - (5) 1号炉及び2号炉の受電系統を変更する。

**【後申請案件】**

1. 申請書名：川内原子力発電所の発電用原子炉設置変更許可申請書  
(1号及び2号発電用原子炉施設の変更)
2. 申請日：令和3年4月26日(原発本第13号)
3. 変更の理由：実用発電用原子炉及び附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則の解釈等の改正に伴い、1号炉及び2号炉における基準地震動に、震源を特定せず策定する地震動として標準応答スペクトルを考慮した地震動を追加し、関連する記載事項の一部を変更する。

以 上